

平成二十三年九月三十日受領
答 弁 第 三 四 号

内閣衆質一七八第三四号

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出在韓国日本国大使館前に反日的記念碑が建立される計画に対する政府の対応に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出在韓国日本国大使館前に反日的記念碑が建立される計画に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねに関する政府の基本的立場は、平成五年八月四日の内閣官房長官談話のとおりである。

二から四までについて

政府として、現時点において、お尋ねの「記念碑」を在大韓民国日本国大使館前に建設することが決定されたとは承知していないが、「記念碑」の建設は日韓関係に好ましくない影響を及ぼしかねないと認識しており、その旨大韓民国政府に申し入れてきている。

五について

大韓民国との間では、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（昭和四十年条約第二十七号）第二条1において、「両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が・・・完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認」している。